

## 災害時協力協定

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と志摩市（以下「乙」という。）は、志摩市内に発生した大規模自然災害時等において、乙は甲の協力を求め、防災対策を円滑に行うため協定を締結する。

### 1. 甲は、次の事項について協力する。

- (1) 災害発生時における被災者を救援するため、鳥羽丸等所管する船舶を運航すること。
- (2) 災害発生時における被災者を救援するための要員確保等体制を整備すること。
- (3) その他必要に応じ支援すること。

### 2. 協定の有効期間等

この協定は、甲と乙が署名した日に発効する。また、この協定の有効期間は発効の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲及び乙がこの協定を終了させる意思が無い場合は、1年毎に自動的に更新される。

### 3. 協議事項

甲及び乙は本協定事項について疑義が生じた場合、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有するものとする。

平成21年12月21日

甲 鳥羽市池上町1番1号

独立行政法人 国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長

山田 亮太



乙 志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市長

大口 秀和

